

広報広聴常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年10月22日(月)
10時00分開会 11時02分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：北村光明 副委員長：大谷昭宣
委 員：佐藤幸一、原 紀夫、口田邦男、中島里司
議 長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学、主任：鵜田瑞恵
- 5 説明員 なし
- 6 議 件
 - (1) 議会だより第155号の発行について
 - (2) 議会だより紙面構成の見直しについて
 - (3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（北村光明）：広報広聴常任委員会を開催する。今日の議件は議会だより 155 号の発行についてと、議会だよりの紙面構成の見直しを協議する。

（1）議会だより第 155 号の発行について

委員長：議会だより 155 号の発行についてだが、配付資料について事務局から説明をお願いする。

鵜田主任：（掲載内容・ページ構成案について資料に基づき説明）

委員長：155 号の内容について説明のあったとおりでよいか確認したい。意見はあるか。

原委員：過日、足寄町議会の議会のあり方調査特別委員会の皆さんが行政視察のため来町して議長と議会活性化特別委員会正副委員長で対応しているが、この分の記事はどこかに入れる予定はあるのか。

鵜田主任：議会のうごきの中で足寄町議会視察来町は掲載されるが、写真と来町されたというコメントを一言写真の下に載せる程度で考えている。

委員長：ほかに何かあるか。

（なしの声あり）

委員長：掲載内容・ページ構成案については、案のとおりでよろしいか。

（よろしいの声あり）

委員長：そのように進める。

次に編集後記の担当について決めたい。慣例的というと、委員長と副委員長が編集後記を書いてきているので順番でいくと佐藤委員になるが。

佐藤局長：これまでの流れとしては委員持ち回り。順番としては、委員長、副委員長、その後委員は議席順に回っているので、その慣例でいくと今回北村委員長と大谷副委員長が終わっているので次は佐藤委員。

佐藤委員：よろしい。

委員長：編集後記の担当は佐藤委員をお願いします。

（2）議会だより紙面構成の見直しについて

委員長：次の議件、議会だより紙面構成の見直しについては、前々回、前回の委員会で、検討項目ごとに見直しする点、現状のままでよい等の協議を行い、配付している「紙面構成見直しの検討結果」のとおりまとめた。その後、各委員と事務局との役割分担を協議し、一般質問、審議した主な議案、委員会レポート、町民の投稿、表紙写真を議員が担当する方向となったが、具体的には正副委員長・事務局で案を作成することになっていた。紙面構成の見直し検討結果、議員が担当する項目を考慮して、配付している「議会広報発行基本要綱（案）」及び「議会広報発行細則（案）」を作成したので、協議して決定したい。資料を一読のため休憩する。

【休憩 10:15】

【再開 10:18】

委員長：再開する。「議会広報発行基本要綱（案）」及び「議会広報発行細則（案）」について、事務局から説明してもらおう。

鵜田主任：議会広報発行基本要綱（案）のほうから説明する。1 番の発行時期は今までと変わっていない。2 番の編集について、（1）「編集は広報広聴常任委員会が行い、その発行責任は議長が負う」というところ。発行は清水町議会、編集は広報広聴常任委員会ということで、議会だよりの表紙にも掲載しているので発行責任を明確にするために明記した。（2）は今までと変わっていない。（3）は前段の部分「広報広聴常任委員会と事務局の共同編集とするが」というところは今までと同じだが、その後の部分「議員が編集するものであることを基本に各委員は常に編集技術の向上に努めるものとする」を追加した。（4）は「町民が読むことを念頭に、『読みやすく・わかりやすく』を基本をとし、見出しや写真を効果的に使い、親しまれる議会広報を目指す」ということで、議会広報の目指す姿を明記した。（5）は「各委員は他の委員と十分に協議し、独善的な編集を行わないことと

する」ということで、発行は議会で、議長が何かあったら責任を負うことを念頭にということで(5)に明記した。(6)は「議事は秘密会以外すべて公開するものであるので、議会広報も議会の審議内容を隠すことなく正確に町民へ伝えることを基本とする」。要するに正確にありのままに伝えるということ(6)に明記した。(7)は今までと変わっていないが文言を一部訂正している。「委員会レポート」を「委員会報告」として、「町民の投稿」を「町民の声」とした。(8)、「町広報紙との重複登載は避け」という項目は現在細則にあったものだが基本要綱に移動し、「違う切り口により差別化を図るものとする」という文を追加した。町広報と同じような記事を掲載しないことを意識して制作するという。3番のその他は、今までと変わっていない。変更した部分は過日視察を行った栗山町議会・仁木町議会のものを参考にさせていただいて入れた。

次に議会広報発行細則(案)。基本要綱(7)をまた細かく決めたもの。《一般質問》の4番、「原則として1人1頁」は委員会の中で決めたもの。「3項目以内とし」というところについて、項目数は1頁の範囲内と前回の委員会では話があったが、4項目・5項目になると紙面として成り立たないこともあり、3項目以内とはっきり明記した。「内容に合う写真やイラストを入れる」については、前回似顔絵を掲載すると決定したが、それぞれの一般質問に写真やイラストを入れたりそういった使い方をするのであれば「イラスト」だけではなく「写真」も入れておいたほうがいいのかということで、「写真やイラストを入れる」と明記した。5番目、「質問事項は質問した議員本人が450字以内に要約し、定例会会期中に提出する」ということで、参考となる議会広報紙の字数を数えてみるとやはり質問・答弁合わせて900字以内が見やすいのではないかと。要約するにあたって字数を決めておかないと迷う部分もあるのかということで、450字以内に要約と明記した。提出期限は現在一般質問終了後10日以内としているが、今後は議員も積極的に編集に関わっていくことも考え、定例会会期中に提出するというかたちにしようかと明記した。次に6番目、「答弁は答弁書を基に、質問した議員以外の委員が要約する」ということで、字数を考えながらになるが委員が要約することで明記した。7番目、「写真やイラストの選定は委員会で行う」については、どんな写真、イラストを用意したらいいのか委員会で話し合ってはと思い記載した。《行政報告》は今までと変わらない。《審議した主な議案》ということで、1番、「町民に密接な関わりがある議件を委員会で取捨選択して審議経過が分かるように掲載する」については、委員会ですれをメインとして掲載するか話し合うことと、審議経過を分かりやすく掲載するというで記載している。2番・3番は今までどおり。4番目、「予算・決算は、概要と主な質疑・答弁を掲載する」ということで、決算については少し紙面を割いてどんな質疑や答弁があったかをできる限り掲載するというで記載した。5番から8番については今までどおり。《委員会報告》は、1番は今までどおり。2番、「報告書は当該委員会の委員長が500字以内に要約し、宿泊を伴う視察調査の場合は1,000字以内に要約して提出する」と記載した。現在の委員会レポートは大体1頁の半分で600字だが、今後は写真や見出しを少し大きくする関係もあり、500字以内とした。1泊2日・2泊3日の視察調査の場合は1頁を使うということで1,000字以内とし、記載した。《議員の賛否一覧》は、賛否が分かれた議件のみを掲載するのはこれまでと同じだが、全部の案件を掲載するかどうかを協議していただきたい。次に、《意見書・決議・請願・陳情》は、1番は今までと変わらないが、2番、「否決・不採択の場合はその理由も掲載する」はあったほうがいいのかと思ひここに記載した。《町民の声》は、1番「顔写真も入れて裏表紙に掲載する」、2番「取材(交渉も含む)や写真撮影は各委員当番制とする」ということで、これまでの委員会での協議と視察先の状況なども考えて記載した。《その他》の1番「表紙の写真と説明書きは各委員当番制とする」、2番「表紙には目次(コンテンツ)を掲載する」が今までになかった部分。3番から7番には今までどおりの内容。

委員長：議会広報発行基本要綱について協議する。

1番の発行時期については現行と同じでよいか。

(よいという声あり)

委員長：2番の編集については、(1)から(8)までであるが、委員会の編集に関する責任を明確にされている。この辺について意見を伺う。(1)「編集は広報広聴常任委員会が行い、その発行責任は議長が負う」ということで、これは現行も同じだがよいか。

(よいという声あり)

委員長：(2)「編集会議は発行ごとに開催する」ということで、これも現行どおりだが、何回開催するかまでは記載されていないがこれでよいか。

(よいという声あり)

委員長：(3)「編集体制は広報広聴常任委員(6名)と事務局の共同編集とするが、議員が編集するもので

あることを基本に、各委員は常に編集技術の向上に努めるものとする」について、今後はこれをより明確にして編集にあたっていくということについてはいかがか。

(よいという声あり)

委員長：(4)「町民が読むことを念頭に、『読みやすく分かりやすく』を基本とし、見出しや写真を効果的に使い、親しまれる議会広報を目指す」ということについてもよろしいか。

(よいという声あり)

委員長：(5)「各委員は他の委員と十分に協議し、独善的な編集は行わないこととする」についてはいかがか。

(よいという声あり)

委員長：(6)「議事は秘密会以外すべて公開するものであるので、議会広報も議会の審議内容を隠すことなく正確に町民へ伝えることを基本とする」について、基本姿勢をより明確にしたということだがこれについてはどうか。

(よいという声あり)

委員長：(7)は主な編集内容だが、「一般質問、行政報告、審議した議案、委員会報告、議員の賛否一覧、意見書・決議・請願・陳情、町民の声とし、要約して掲載する」について内容はこれでよいか。

(よいという声あり)

委員長：(8)「町広報紙との重複掲載は避け、違う切り口により差別化を図るものとする」についてはいかがか。町の広報があるから議会だよりはいらないのではないかという声も聞いているが、やはり執行側が出す広報と議会が見るものとは切り口がおのずから違ってくるのではないか。町民は両方を見ることによってより中身が分かるかと思う。

(よいという声あり)

委員長：3番、その他の関係だが、「この要綱の改正並びにこの要綱に定めのない事項については、広報広聴常任委員会に諮って議長が決定する」についてはいかがか。

(よいという声あり)

委員長：次に、議会広報発行細則について協議する。《一般質問》の関係だが、1番、「扉ページを設け、質問内容と掲載ページをわかりやすく表示する」。ただずらずらと書くのではなくて、一般質問はどういうものがあるかコンテンツを出すことになる。2番、「掲載の順番は通告順とする」。3番、「質問した議員の顔写真や似顔絵を掲載する」。似顔絵を活用してはいいのではないかということまで議論してきたが、コンテンツの部分で写真を入れて、一般質問の内容についてそれぞれの似顔絵を掲載するという考え方であると説明を受けた。紙面の構成だが、4番、「原則として1人1頁、3項目以内とし、内容に合う写真やイラストを入れる」。これらについてはどうか。

原委員：1人1頁はいいのだけれども、4項目・5項目の質問をした際に1頁の中に収めるのは3項目以内だということか。5項目質問をした際には、あとの2項目はどういう扱いをするのかとなると、先ほど言った質問内容と掲載ページをわかりやすくするという扉ページに項目を載せるということか。

委員長：はい。3項目以内から外れるものについては通告の質問の内容だけになる。

原委員：了解した。

委員長：5番、「質問事項は質問した議員本人が450字以内に要約し、定例会会期中に提出する」、6番「答弁は答弁書を基に質問した議員以外の委員が要約する」についてはいかがか。

中島委員：「答弁は答弁書を基に」と書いてあるが、会議録を見て云々も含めて考えているのか。答弁書だけであれば往復だけだから、その後のキャッチボールをした中については記録を聞き取りして書けるのかどうか。それだけお聞きしたい。

鵜田主任：基本は答弁書だが、質問した議員が再質問の部分も載せてほしいという要望もあるかと思う。その際は一般質問が終わってすぐに会議録を作成してもらっているので、その中から拾ってまとめるなど、それぞれの場合によって協議して要約作業をしていければと考えている。

委員長：その場合、再質問を載せることを希望する議員については、450字以内のところ質問と再質問と分けて書かなければ駄目なのか。450字以内にそのことも入れるのか。

鵜田主任：基本はやはり最初に出した通告書だと思うが、質問した議員本人がどうしても再質問の部分も載せたいという希望があれば、やはりこの部分は重要だったので載せてほしいという部分があれば、450字以内の中に入れていただければということ。

中島委員：5番・6番についていろいろ説明をいただいたが、質問した議員本人が450字以内にまとめるということは、再質問等々をしたものも含めてまとめる。通告したからそれで終わっているわけでは

ない。そういうことからいくと、答弁書についても答弁書だけでは答えが返ってきていない部分が多々あり得る。必要であったらではなく、議員本人がまとめた450字以内に答えているかどうかという部分が6番に出てくるのかと。その確認という意味で聞いた。

佐藤局長：基本的には説明したとおりにあくまでも質問した議員本人が450字以内でどんな質問を掲載するかという原稿をつくっていくので、それを基に答弁を拾わなくてはいけないと思う。再質問の場合答弁書がないのでこの6番の部分、「答弁は答弁書等を基に」など、「等」を入れてはどうか。そうすると再質問の部分は答弁書に限らないで理事者側が発言した内容をテープ起こししたものから拾うかたちになると思う。

委員長：「答弁書等」ということで、その「等」の中にテープ起こした再質問に対する答弁があるので、それを基にして本人以外の委員が要約することになるが、よいか。

(よいという声あり)

委員長：7番、「写真やイラストの選定は委員会で行う」ということでよいか。

(よいという声あり)

委員長：《行政報告》の関係は、1番、「要約して掲載する」、2番、「必要に応じて写真を掲載する」。これは今までどおりなので委員会なり事務局との中で決めていけばいいのかと思う。これもよろしいか。

(よいという声あり)

委員長：《審議した主な議案》について協議する。1番、「町民に密接な関わりがある議件を委員会で見捨選択し、審議経過がわかるように掲載する」。これについてはいかがか。何を関わりがあると認定するのか、委員会の中で決めることになるがよいか。

(よいという声あり)

委員長：2番、「定例会はリード文等により概要を掲載する」。これについてよいか。私が考えるに紙面の見出しとかリード文はある程度委員会が責任を持って考えていくことも必要になってくるのではないかと考えている。よいか。

(よいという声あり)

委員長：3番、「臨時会は『臨時会ダイジェスト』により概要を掲載する」。これもよいか。

(よいという声あり)

委員長：4番、「予算・決算は、概要と主な質疑・答弁を掲載する」。この辺がちよっと新しくなってより今まで以上に町民に分かりやすい紙面になっていくのではないか。この辺についてはどうか。

(よいという声あり)

委員長：5番、「討論は要約して掲載する」。これもよいか。

(よいという声あり)

委員長：6番、「条例の制定・改正・廃止の内容は、簡潔にわかりやすく掲載する」。これも問題ないと思うがよいか。

(よいという声あり)

委員長：7番、「補正予算は主な歳出について掲載する」はどうか。

(よいという声あり)

委員長：8番、「人事案件は顔写真を入れて掲載する」はどうか。

(よいという声あり)

委員長：《委員会報告》の関係に入る。1番、「調査の状況がわかる写真を掲載する」はスペースがあるのかという問題もあるがこれでよいか。2番、「報告書は当該委員会の委員長が500字以内に要約し、宿泊を伴う視察調査の場合は1,000字以内に要約して提出する」ことについてはどうか。

(よいという声あり)

委員長：《議員の賛否の一覧》。1番、「賛否の意見が分かれた場合の議件のみ掲載する」。全会一致の場合は載せないことになる。今までも基本的にはそう。

原委員：これは議員名を入れて、議案を入れて、賛否を○と×で入れている部分か。あのままといいことか。

委員長：賛否があった場合には載せるが、全員一致で賛成というのは載らない。

佐藤局長：その辺も含めて検討していただきたい。

原委員：今までの例からいくと、どこの町もそうだが、特定の人がほとんど反対してずっと1人だけ×ということがある。だけれども全体を見たら大半が○で、1人か2人がずっと×になっているのだけれども、この分をどうするかということなのか。

委員長：町民の立場からすれば、賛成した場合についてはないだろうけれども、反対した場合はなぜ反対したかを知りたくなるのではないかと思うが、そこら辺をどう考えるかは議会でも考えなくてはなら

ないかと。単に議会だよりだけの問題ではなく。

中島委員：要するに、全員賛成の場合は今までも載せていない。私はそれからいくと、今やっているように賛否が分かれた場合に載せるということではよろしいのではないかと思う。話題としては外れるが、今委員長が言われたことはまた別件で協議することであって、今回の賛否とは関係がないということで進めていただければと思う。

委員長：賛否が分かれた議件のみ今までと同じようなかたちで掲載するというのでよいか。

(よいという声あり)

委員長：《意見書・決議・請願・陳情》に入る。1番、「議決結果を掲載する」、2番、「否決・不採択の場合はその理由も掲載する」。これらよろしいか。

(よいという声あり)

委員長：《町民の声》は、1番、「町民の声は顔写真も入れて裏表紙に掲載する」、2番、「取材（交渉も含む）は、写真撮影は各委員当番制とする」ことについてはよいか。

(よいという声あり)

委員長：《その他》に入る。1番、「表紙の写真と説明書きは、各委員当番制とする」。これについてはどうか。

(よいという声あり)

委員長：2番、「表紙は目次、コンテンツを掲載する」。これもよいか。

(よいという声あり)

委員長：3番、「系統議長会による議員表彰は関連記事と顔写真を掲載する」。これはどうか。

(よいという声あり)

委員長：4番、「議会報告会と町民との意見交換会は、開催案内・アンケート結果・報告書の内容を掲載する」。これはどうか。

(よいという声あり)

委員長：5番、「議会の動きでは本会議・委員会・議員派遣等の状況を掲載する」。これはどうか。

(よいという声あり)

委員長：6番、「議会トピックスでは議員研修の内容や様子等を掲載する」。これはどうか。

(よいという声あり)

委員長：内容的にもっと詳しくとか、簡単でよいとかも含めてあるか。7番、「この細則改正並びにこの細則に定めのない事項については、広報広聴常任委員会に諮って委員長が決定する」。これはよいか。

(よいという声あり)

委員長：以上、議会広報発行基本要綱、それから議会広報発行細則についてひととおり協議して決定したが、特に何かあるか。

(なしの声あり)

(3) その他

委員長：その他について何かあれば出していただきたい。次回の開催日を協議する。

佐藤局長：先ほどから議会だより第155号の中で、第7回臨時会は11月6日の予定で、議案の内容については未定との説明がされた。執行側から急ぎの案件があることでの開催だが、内容は排水路の工事契約の変更が5件ほどある。補正予算も一部出てくるかと思う。主な議案はその辺り。まだ確定ではないが、今聞いているのはそのような状況。次の委員会は第155号の発行に向けた2回目の委員会で、最終的な校正をしていただく委員会になる。もしそれだけであれば11月6日の臨時会の後はどうか。その後、芽室町で十勝町村議員研修会もあるので、あまり長い委員会だとちょっと難しいが、155号の校正だけであれば臨時会後に開催することも可能なかとも思っている。もし別日程のほうがよければ11月5日の日程でもよいので協議していただければと思う。

委員長：今事務局から11月6日臨時会が終わった後ということであったが、どうか。

(よいという声あり)

委員長：次回は11月6日臨時会の終わった後に開催し、十勝町村議会議員研修の前に終了するというのでよろしく願います。あと何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：以上をもって広報広聴常任委員会を終わる。